

東京都調布飛行場制限区域等安全管理要綱(抜粋)

第7章 制限区域車両運転の取扱い及び運転規則

(制限区域における車両運転の取扱い)

第56条 所長は、第5条の定めにより、制限区域において車両を運転しようとする者に第26条に定める手続きを行わせ、審査の結果支障がない場合は、車両運転許可証を交付することにより許可（以下「車両運転許可」という。）を行うものとする。

- 2 ランプパスによる立入りに係る車両運転許可は、ランプパスに車両運転許可を受けている旨の表示を行うことで当該許可証とする。
- 3 ビジターパスによる立入りに係る車両運転許可の場合は、ランプパスを所有し、かつ、車両運転許可を受けている者の運転する車両の先導によるか、又は当該者の同乗により誘導を受けて運転しなければならない。
- 4 ビジターパスによる立入りに係る車両運転許可証は、ビジターパスと兼ねるものとする。

(車両運転許可申請手続き)

第57条 ランプパスによる立入りに係る車両運転を行う場合は、「制限区域内車両運転許可申請書」（様式26）に公安委員会発行の運転免許証の写しを添付し、所長あて提出しなければならない。

(車両運転許可の条件)

第58条 所長は、申請内容が次の各号に定める条件を満たしている場合は、車両運転許可をすることができる。

- (1) 業務上運転の必要性が認められること。
- (2) 運転しようとする車両（自動車）の種類に応じ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条及び86条の規定に基づく公安委員会の運転免許を受けていること。
- (3) ランプパスによる立入りに係る車両運転の場合は、第59条に定める試験及び講習を受け、その試験に合格していること。

(車両運転許可にかかる講習及び試験の実施)

第59条 所長は、ランプパスによる立入りに係る車両運転許可を受けようとする者に対し、講習及び試験を実施する。

- 2 講習及び試験は、原則として毎月第4火曜日の午前10時から管理事務所で実施する。ただし、国民の祝日等に当たる場合は、その翌日とする。
- 3 講習及び試験を受けようとする者は、「制限区域内車両運転講習等申込書」（様式27）により、講習及び試験の3日前までに所長に申し込まなければならない。
- 4 第1項に定める講習は次の各号の内容を含むものとする。ただし、走行地域において運転をしない場合は、（5）及び（6）を省略することができる。
 - （1）飛行場基本施設の概要
 - （2）車両と航空機に関連する車両運転規則等
 - （3）低視程時における車両の運用方法
 - （4）航空機のプロペラ後流等による影響
 - （5）無線電話又は移動業務用無線機の適切な取扱方法
 - （6）ICAO用語を含むフライトサービスにより使用される用語及び表現
 - （7）東京都営空港条例及び関係規則
 - （8）その他、所長が必要と認める事項
- 5 第1項に定める試験の内容は次の各号により実施する。
 - （1）試験は筆記によるものとし、前項に定める講習の内容の範囲で出題する。
 - （2）100点満点中80点以上を取得した者を合格とする。
 - （3）試験結果は合否判定後、個別に連絡を行う。